

燃料電池自動車導入支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、カーボンニュートラル及び水素社会の実現に向けて、CO₂排出量の削減や燃料電池自動車の普及を促進するため、県内に燃料電池自動車を導入する事業者に対し予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付については、鹿児島県補助金等交付規則（昭和63年鹿児島県規則第1号。以下「規則」という。）に定めるほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 燃料電池自動車とは、搭載された燃料電池によって駆動される電動機のみを原動機とし内燃機関を併用しない検査済自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項の規定による自動車検査証の交付を受けた道路運送車両法第2条第2項に規定する自動車をいう。）をいう。
- (2) 事業所 工場・事業場、事務所、店舗その他これらに類するものをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる事業者（以下「補助事業者」という。）は、次の全てを満たす個人事業主及び法人（国、地方公共団体、地方公営企業、独立行政法人並びに国及び地方公共団体の出資又は費用負担の比率が50%を超える者を除く。）とする。

- (1) 鹿児島県内に事業所を有すること。
- (2) 県税に未納がないこと。
- (3) 鹿児島県暴力団排除条例（平成26年度鹿児島県条例第22条）第2条に規定する「暴力団」、「暴力団員」「暴力団員等」及び「暴力団関係者」に該当しないこと。

(補助対象経費及び補助率)

第4条 補助金の交付の対象となる経費は燃料電池自動車を購入する経費とし、これに対する補助率及び補助上限は別表第1のとおりとする。

2 補助事業は、予算がなくなり次第終了とする。

(補助金の交付の条件)

第5条 規則第5条1項の規定による条件は、別表第2に定めるところとする。

(補助金の交付申請)

第6条 規則第3条の補助金等交付申請書は、別記第1号様式によるものとする。

2 規則第3条の規定により補助金等交付申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

(1) 事業実績報告書（別記第2号様式）

(2) 収支精算書（別記第3号様式）

(3) 別表第3に定める書類

3 補助金等交付申請書の提出期限は、知事が別に定める日とし、その提出部数は各1部とする。

（補助金交付申請の受理）

第7条 知事は、前条の規定による申請を先着順に受理するものとし、受理した申請に係る補助金の交付額の合計が予算額を超えることが見込まれる日（以下「予算超過日」という。）をもって申請の受理を停止する。

2 前項の規定にかかわらず、予算超過日に複数の申請があったときは、当該複数の申請について抽選を行い、受理した申請に係る補助金の交付額の合計が予算額を超えない範囲内で受理するものとする。

（補助金の交付の決定及び確定の通知）

第8条 知事は、第6条第1項の規定による補助金交付申請書を受理した場合は、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該申請の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、予算の範囲内において補助金の交付の決定及び交付額の確定を行うものとし、補助金交付決定及び交付確定通知書（別記第4号様式）により通知するものとする。

（補助金の交付）

第9条 規則第16条第1項の規定による補助金等交付請求書は別記第5号様式のとおりとし、同項の関係書類は次に定めるとおりとする。

(1) 補助金の振込口座の通帳に係る金融機関名、支店名、口座名義及び口座番号が記載された部分の写し

2 この補助金は、精算払により交付するものとする。

（補助金の交付決定の取消し）

第10条 知事は、補助事業者が、補助金の他の用途への使用をし、その他補助事業に関して補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令又は知事の命令若しくは指示に違反したときは、補助金の交付の決定及び交付額の確定の全部又は一部を取り消すことがある。

2 知事は、前項の規定による取消しをしたときは、速やかにその決定の内容を補助事業者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第11条 知事は、補助金の交付の決定及び交付額の確定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(加算金及び延滞金)

第 12 条 補助事業者は、第 10 条第 1 項の規定による取消しに関し、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年 10.95 パーセントの割合で計算した加算金を納付しなければならない。

2 前項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、補助事業者の納付した金額が返還を命ぜられた補助金の額に達するまでは、その納付額は、まず当該返還を命ぜられた補助金の額に充てられたものとする。

3 補助事業者は、補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を納付しなければならない。

4 知事は、第 1 項又は前項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、当該補助事業者の申請により、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することがある。

5 補助事業者は、前項の申請をしようとする場合には、申請の内容を記載した書面に、当該補助金の返還を遅延させないため執った措置、当該加算金又は延滞金の納付を困難とする理由その他参考となるべき事項を記載した書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(取得財産の管理等)

第 13 条 補助事業者は、補助対象経費により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って使用しなければならない。

(財産処分等の制限等)

第 14 条 取得財産等については、購入した日から 4 年を経過する日まで（以下「処分制限期間」という。）に処分（補助金交付の目的に反して使用、譲り渡し、交換、貸し付け、廃棄又は担保に供することをいう。）又は使用の本拠が、県内ではなくなることを（以下「処分等」という。）を制限する。

2 補助事業者は、処分制限期間内に取得財産等を処分等しようとするときは、あらかじめ財産処分等承認申請書（別記第 6 号様式）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。知事は承認に際して補助金相当額の返納を求めることができる。

3 前項の承認に当たって、その取得財産等の処分等が本人の責めに帰さないやむを得ない事由によるものとして別表第 4 に掲げるものにあつては、知事は補助金

相当額の返納を求めないものとする。

- 4 第2項の規定により知事の承認を受け、取得財産等の処分等を行うことにより収入があったときは、知事はその収入の全部又は一部を納付させることができる。
- 5 第12条第3項から第5項までの規定は、前項の納付について準用する。
- 6 知事は、第11条の規定により補助金の返還を求めた者及び第4項の規定により納付を求めた者から新しい申請がされた場合は、その納付が完了したことを確認するまで、その申請に係る補助金の交付決定をしないものとする。

(補助事業等の検査)

第15条 知事は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、補助事業者に対して報告を求め、又は職員にその事業所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることがある。

(証拠書類の保管)

第16条 補助事業者は、補助金に係る経理について、その収支の事実を明確にした証拠書類を整備し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する鹿児島県の会計年度終了後5年間保管しなければならない。

(雑則)

第17条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月12日から施行し、令和5年2月1日から適用する。

この要綱は、令和6年4月9日から施行し、令和6年3月1日から適用する。

この要綱は、令和7年4月17日から施行し、令和7年3月1日から適用する。

この要綱は、令和8年4月28日から施行し、令和8年3月1日から適用する。

別表第1 補助率及び補助上限（第4条関係）

補助対象	補助対象経費	補助率	上限
燃料電池自動車（FCV）	車両本体の購入価格	経済産業省が実施するクリーンエネルギー自動車促進補助金交付規定に定める補助金交付額の1/2	100万円

別表第2 補助の要件（第5条関係）

補助の要件
<p>1 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金交付要綱(令和2年6月22日総行政第148号)、燃料電池自動車導入支援事業補助金交付要綱に従わなければならない。</p> <p>2 一般社団法人次世代自動車振興センターが定めるクリーンエネルギー自動車導入事業費補助金業務実施細則別表1「銘柄ごとの補助金交付額」における燃料電池自動車の表に示される型式のもの。</p> <p>3 令和8年3月1日から令和9年2月28日までに初度登録された車両(新車購入に限る。)であること。</p> <p>4 導入する燃料電池自動車について、本県内を拠点として使用すること(自動車検査証における「使用の本拠の位置」が本県内にて登録されていること)。</p> <p>5 代金の支払いが現金で完了しているか、又は全額支払いの手続きが完了していること。ただし、手形を除く。</p> <p>6 補助事業者がリース事業者である場合、使用者とリース契約(リース契約期間が4年以上であるものに限る。)を締結している車両であり、当該補助による補助金相当額が燃料電池自動車の使用者が負担するリース料に充当されること。</p> <p>7 自動車を販売する業を営む法人が所有者となる車両の場合は、展示車、試乗車その他販売活動の促進の目的で使用されるものでないこと。</p> <p>8 その他必要に応じて鹿児島県が定めること。</p>

別表第3 交付申請書添付書類（第6条関係）

<p>① 提出書類チェックリスト</p> <p>② 補助金交付申請書(第1号様式)</p> <p>③ 実績報告書(第2号様式)</p> <p>④ 収入精算書(第3号様式)</p> <p>⑤ 支払に関する書類</p> <p>ア 交付請求書(第5号様式)</p> <p>イ 補助金の振込口座の通帳に係る金融機関名、支店名、口座名義及び口座番号が記載された部分の写し</p> <p>⑥ 県税に未納がないことの証明書(発行から3箇月以内のもの)の写し</p> <p>⑦ ア 申請者が法人の場合</p>
--

- 商業登記簿の全部事項（履歴事項証明書又は現在事項証明書）（発行から3箇月以内のもの）の写し
- イ 申請者が個人事業主の場合
所得稅青色申告決算書または収支内訳書の写し及び運転免許証などの身分を証する書類
- ウ 申請者がリース会社の場合
（ア）リース会社自身に関する上記アの書類
（イ）リース契約を締結する車両の使用者が法人の場合は、当該法人に係る上記アの書類
（ウ）リース契約を締結する車両の使用者が個人事業主の場合は、当該個人事業主に係る上記イの書類
- ⑧ 申請車両及び車両代金の支払いを確認する書類
ア 自動車検査証又は標識交付証明書の写し
イ 自動車保管場所証明書の写し
ウ 法人による申請及び法人が当該車両のリースを受ける者である場合は、車両の使用の本拠となる事業所が分かる書類
エ 車両代金支払証憑^註の写し
オ リース目的で取得した車両を申請する場合については、リース契約書（自動車賃貸借契約書）の写し
- ⑨ 貸与料金算定根拠明細書（リースで導入する場合）（第7号様式）
- ⑩ 法人による申請及び法人が当該車両のリースを受ける者である場合で、自動車検査証上の使用者が当該法人の役員又は従業員となる場合にあっては次の書面
ア 車両を適正に管理・使用することに関する関係者連名の確認書（第8-1号様式もしくは要綱第8-2号様式）
イ 法人と自動車検査証上の使用者の関係が分かる書類（在職証明書）（第9号様式）
- ⑪ その他必要に応じて知事が定めるもの

注 支払証憑(写し)とは、申請者宛ての領収証（購入者が受領したものの写し）、又は銀行振込み等で領収証の無いものについては、銀行発行の振込証明書(写し)（振込金受取書等）等とする。

なお、支払証憑を補完する書類として次のものが必要となる場合がある。

- ・支払証憑の記載金額が、車両本体以外のものも区分けせずに記載されている場合は、車両本体の支払額が分かる内訳明細表。
- ・申請者が車両代金の支払いのため銀行又はクレジット会社のローンを利用した場合は、車両販売会社から銀行又はクレジット会社宛ての領収証。当該領収証には、申請者名と当該車両代金の支払い分であることが明記されていること。または、販売店と申請者で締結された今後全額支払いすることが明記されている契約書等。

別表第4 取得財産等の処分等の承認に当たって補助金相当額の返納を求めないもの
(第14条関係)

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 取得財産等が天災等により走行不能となり抹消処分した場合② 取得財産等が過失の無い事故により走行不能となり抹消処分した場合③ その他鹿児島県が特に認める場合 |
|---|